

参考様式第5-1号

旭農第310号
令和6年2月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

旭川市長

市町村名 (市町村コード)	旭川市 (204)
地域名 (地域内農業集落名)	瑞穂 (西御料地2・西御料地4, 7・西御料地8・西神楽1・西神楽3・ 西神楽4・西神楽6・西神楽5・西神楽7・中央2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・美瑛川流域に属する平坦部の本地区は、JA東神楽とJAあさひかわに属するエリアであり、主に水稻作付を中心として良品質米の生産に取り組み、水張り面積維持のため加工用米・飼料用米の作付も行っている。転作については、小麦・そばを中心として、施設野菜の作付を推進しているが、高齢化、労働力不足により作付面積の減少が課題となっている。
- ・地域においては農家戸数の減少にともない、担い手への集約が進んでいるが、担い手の確保と育成、省力化・省コスト化を推し進めながら農家所得の増加を図るため、生産性の向上が課題となっている。
- ・地域の一部は、棚田地域振興法地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、担い手の育成・確保や農地集積に取り組み、継続的な農業生産活動を構築している。
- ・また、ほ場の大型化・区画整理等に係る国営緊急農地再編整備事業の実施区域であり、水田を中心として、換地区域に併せた農地集積を推進している地区である。

【地域の基礎的データ】

- ・農業者: 41人(うち50歳代以下16人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体
(認定農業者35件、基本構想水準到達者3件)
- ・主な作物: 水稻、小麦、小ネギ、ほうれん草、キュウリ等

(2) 地域における農業の将来の在り方

ブロックローテーションを検討しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係団体が連携して推進体制を構築し、取組を推進する。

多品目野菜産地のメリットを生かしつつ、JA東神楽エリアにおいては、ロットの拡大による市場競争力強化のため「アスパラ・小ねぎ・ピーマン・ほうれん草」を重点作物として位置づけ、生産拡大を図る。JAあさひかわエリアにおいては、地元消費者の需要に即した多品種の旭川産野菜を振興していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	418 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	418 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域農用地区域内の農用地等については、農業上の利用が行われることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

- ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

- ・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

- ・広域的な農地の大区画化や排水改良等を行い、担い手への農地集積を加速化するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止を図りつつ、産地収益力の向上のための生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組を促進する。現在実施している旭東地区 国営緊急農地再編整備事業を継続的に推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

- ・市町村やJAと連携し、新規就農者の受け入れ体制を構築するほか、地域外の農業者(入作者)を受け入れていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカによる被害が増加していることから、関係機関と連携し、くくりわな捕獲等の対策を講じていく。